



宮 崎 県 公 報

平成28年 3 月30日（水曜日） 号外 第14号

発行・印刷 宮 崎 県
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行定日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 37,200円

目 次

告 示

○道路の区域の決定 ----- (道路保全課) 1

○道路の供用の開始（2件） ----- (道路保全課) 1

告 示

宮崎県告示第 222号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成28年 3 月30日から平成28年 4 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
44	県道	宮崎高鍋線	宮崎市佐土原町東上那珂字津倉 1 1990番 2 地先から同市同町東上那珂字兎ヶ鼻 11538番 1 地先まで	12.0～ 33.7	260.0

宮崎県告示第 223号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年 3 月30日から平成28年 4 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
44	県道	宮崎高鍋線	宮崎市佐土原町東上那珂字津倉 1	平成28年 3 月30日

1990番 2 地先から同市同町東上那珂字兎ヶ鼻 11538番 1 地先まで

宮崎県告示第 224号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年 3 月30日から平成28年 4 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
44	県道	宮崎高鍋線	宮崎市佐土原町東上那珂字兎ヶ鼻 11538番 1 地先から同市同町上田島字樋之口 12番 5 地先まで	平成28年 3 月30日